

指定生活介護事業所「ふれあいの里可児」(支援班) 重要事項説明書

本重要事項説明書は、指定生活介護事業のサービス提供開始にあたり、厚生労働省令に基づいて、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

1. サービスを提供する事業者

名 称	社会福祉法人可児市社会福祉協議会
所 在 地	岐阜県可児市今渡682番地1
電話番号	0574 - 62 - 1555
代表者氏名	会 長 奥 村 啓 明
指定管理者	岐阜県可児市今渡682番地1 社会福祉法人可児市社会福祉協議会 会 長 奥 村 啓 明

※指定管理者制度とは

公の施設の管理について、民間事業者のノウハウを活用することで、多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応することが可能となり、サービスの向上と管理運営コストの削減が見込まれる制度です。

ふれあいの里可児については、5年間(平成28年4月1日～令和3年3月31日)

指定管理者(可児市社会福祉協議会)が施設を管理・運営します。

2. 利用施設

事業所の種類	生活介護事業所 平成24年4月1日指定(平成26年4月1日指定変更)
事業所の目的	利用者の自立した日常生活又は社会生活の促進を目指します。
事業所の名称	ふれあいの里可児
事業所の所在地	岐阜県可児市中恵土2359番地70
連 絡 先	電話番号:0574-61-3711 FAX:0574-61-3663
管 理 者	吉 村 恵 子
サービス管理責任者	神之田 美 穂
サービスの実施地域	可児市・美濃加茂市・御嵩町・川辺町・八百津町
主たる対象者	知的障害者・精神障害者・身体障害者の一部
事業所の運営方針	関係機関等と連携し必要な指導、訓練その他の便宜の供与を行い、適正かつきめの細かな生活介護サービスを提供することに重点を置いて運営します。
開 設 年 月 日	平成24年 4月 1日
利 用 定 員	2 0 名

休 所 日	日曜日及び土曜日 国民の祝日に関する法律に規定する休日 12月29日から翌年1月3日までの日
営 業 時 間	午前8時30分から午後5時15分

3. 施設の概要

(1) 施設・設備の概要

当事業所では、以下の施設・設備をご利用いただくことができます。これらは厚生労働省が定める指定基準により設置が義務付けられている施設・設備です。これらの利用については、利用者に特別にご負担いただく費用はありません。

① 施設

建物	構造	鉄筋コンクリート造 平屋建
	延床面積	839.54㎡
	利用定員	50名
敷地面積		2,133.00㎡

② 設備

施設設備の種類	室数	面積	一人当たり面積	
作業室	1	185.92㎡	4.65㎡	
クッキー工房	1	51.61㎡	1.29㎡	
保健室	1	20.13㎡	0.50㎡	
多目的室	1	51.61㎡	1.29㎡	
休養室	1	22.16㎡	0.55㎡	
洗面所・シャワー室 脱衣室等	3	16.59㎡	0.41㎡	
便 所	3	20.27㎡	0.50㎡	身障用便所(1)含む
更衣室	2	11.31㎡	0.28㎡	
プレイルーム	1	156.54㎡	15.65㎡	
休養室	1	22.99㎡	2.29㎡	
日常訓練室	1	23.75㎡	2.37㎡	
脱衣室	1	26.97㎡	2.69㎡	
浴室	1	24.02㎡	2.40㎡	
洗面所	1	19.65㎡	1.96㎡	
便 所	2	13.06㎡	1.30㎡	
事務室等	4	142.79㎡	3.56㎡	倉庫・ホール・玄関等

(2) 施設・設備ご利用上の注意事項

当事業所において、居室その他の施設・設備をご利用いただくにあたって以下の点にご注意ください。

- ①施設内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反してご利用されたことにより破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
- ②貴重品については、利用者の責任において管理していただきます。
- ③利用者の思想、信教は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

4. 職員の配置状況

<主な職員の配置状況>

職 種	常勤換算	常 勤	非常勤	備 考
管 理 者	1	1		
サービス管理責任者	1	1		
生活支援員	7.2	2	9	非常勤看護師1名含む
看 護 師	1	1		
医 師	1		1	

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し指定障害福祉サービスを提供する職員として上記の職種の職員を配置しています。

※常勤換算とは…

職員それぞれの週当たりの勤務延べ時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数(例:週40時間)で除した数です。

<主な職種の勤務体制>

職 種	勤 務 体 制
管 理 者	正規の勤務時間帯 (8時30分から17時15分)
サービス管理責任者	正規の勤務時間帯 (8時30分から17時15分)
生活支援員	正規の勤務時間帯 (8時30分から17時15分) 非常勤職員の勤務時間帯 (9時00分から16時00分)
医 師	年1回の定期健診・緊急時の診察

5. 当事業所が提供するサービスの概要

①利用時間

原則として、月曜日から金曜日の9時00分から16時00分です。

※土、日、祝日は休業日となります。また夏季、冬季、施設行事の状況により休日が変更される場合もあります。

②日常生活の支援

I. 食事の提供

栄養、利用者の身体の状況、希望や嗜好を考慮した食事の提供を行います。

昼食(正午 ~ 午後1時)

II. 排泄

利用者の状況に応じて、適切な排泄援助を行うとともに、排泄の自立に向けた適切な援助を行います。

III. 整容

個性に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。

IV. 移動

歩行障がいのある方に対して、車椅子等補助具にて支援を行います。

V. 入浴

特殊浴槽による入浴を必要な方に提供します。

③医療及び健康管理

I. 医療

嘱託医師による診察・治療

氏名 熊谷 豊一 診療科 内科・皮膚科

緊急時必要により主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引き継ぎします。

協力医療機関 藤掛病院

II. 服薬の管理

お申し出により、昼間、施設内での服薬の管理を行います。

④社会的活動の支援

I. 日常生活指導

地域において自立した社会生活を送る為の生活習慣の確立を目指した指導、支援を行います。

II. 余暇活動

音楽療法や創作活動等を通して情緒の安定を図る支援を行います。

III. その他の社会活動

⑤相談援助

当事業所は、利用者及びその家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。

相談窓口:生活相談員 神之田 美穂

全てのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。本事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意をいただきます。なお、「個別支援計画」の写しは利用者に交付いたします。

6. 利用料金

(1) 介護給付費対象サービス内容の料金

介護給付費によるサービスを提供した時は、サービス利用料金(厚生労働大臣の定める基準により算出した額)のうち9割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費等の給付を市町村から直接受け取る(代理受領する)場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業所にお支払いいただきます。

なお、利用者負担額は、原則サービス料金の1割ですが、「障害福祉サービス受給者証」に記載されている負担上限月額が1月の負担の上限額となります。

(2) 介護給付費の対象外のサービス内容の利用料金

食費、入浴費、社会活動等については、介護給付費の対象とならないため、実費を事業者(可利福祉協議会)にお支払いいただきます。

食費(食事の提供に要する経費)	1食 120円
入浴費(入浴に係る経費)	1回 500円
社会活動等その他	実 費

(3) サービス利用の取り消し料金

利用者が、サービス利用の取り消し(キャンセル)をする場合は、利用予定日の前日までに当事業所までお申し出ください。

なお、サービス利用日の前日までにお申し出のない場合は、キャンセル料をいただく場合があります。

(4) 利用料金のお支払方法

前記(1)(2)(3)の料金は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、納付期限(概ね翌月末日を予定しています。)までにお支払いください。

7. 利用者の記録や情報の管理、開示について

(1) 事業者は、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します(開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。)

また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。

※閲覧、複写ができる窓口業務時間は、午前9時から午後4時です。

(2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法に沿った対応を行います。ただし、サービス提供を行う上での、他事業所及び医療機関等との連絡調整や市町村及び関係機関に情報提供を要請された場合は、利用者の同意(「個人情報使用同意書」による)に基づき情報提供をいたします。

(3) 守秘義務

事業者は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を、保持する義務を負います。また、従業者が退職後、正当な理由なく在職中に知り得た利用者又は家族に関する個人情報を、漏らすことのないように努めます。

8. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- | | | |
|--------------|-----|---------------------|
| ○苦情受付窓口(担当者) | 氏名 | 神之田 美穂 (生活支援員) |
| ○受付時間 | | 毎週月曜日～金曜日 午前9時～午後4時 |
| ○苦情解決責任者 | 氏名 | 吉村 恵子 (管理者) |
| ○第三者委員 | 氏名 | 野崎 悟(民生委員) |
| | 連絡先 | 0574-63-4685 |
| | 氏名 | 尾関 公通(民生委員) |
| | 連絡先 | 0574-65-4428 |

(2) 行政機関その他苦情受付機関

- | | |
|------------------------------|-----------------------------------|
| ○可児市役所福祉支援課 | 岐阜県可児市広見1丁目1番地 |
| | TEL 0574-62-1111 |
| | FAX 0574-63-1294 |
| | 受付時間 午前8時30分～午後5時15分 |
| ○岐阜県運営適正化委員会
(岐阜県社会福祉協議会) | 岐阜県岐阜市下奈良2丁目2番地1
(岐阜県福祉・農業会館内) |
| | TEL 058-278-5136 |
| | FAX 058-278-5137 |
| | 受付時間 午前8時30分～午後5時15分 |

9. 非常時の対応について

(1) 非常時の対応

別途定める「障害福祉サービス事業所ふれあいの里可児消防計画」により対応します。

(2) 平常時の訓練

別途定める「障害福祉サービス事業所ふれあいの里可児消防計画」に則り、年3回火災及び地震を想定した避難訓練・防災訓練を利用者の方も参加して実施します。

(3) 防災設備

以下の設備を配備しています。

自動火災報知機、誘導灯、ガス漏れ報知機、非常通報装置

(4) 消防計画等

防火責任者(管理者) 大西 克典

防火責任者の消防署への届出日 令和元年5月 13日

令和 年 月 日

ふれあいの里可児の指定生活介護事業のサービスの提供及び開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者 住所 〒509-0202
岐阜県可児市中恵土2359番地70
名称 社会福祉法人可児市社会福祉協議会
ふれあいの里可児
説明者 印

私は、本書面に基づいて事業者からふれあいの里可児指定生活介護事業のサービスの提供及び開始について重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者住所 岐阜県

氏名 印

代筆者住所 岐阜県

氏名 印
(本人との続柄)

)

2

市社会

3

